

**高知県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針**

高知県土木部

平成14年 5月

## 目次

第 1 章 指針の位置づけ

第 2 章 県における建設資材廃棄物を取り巻く状況

第 3 章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

第 4 章 特定建設資材の再資源化等に関する目標と規模及び距離に関する基準

第 5 章 特定建設資材廃棄物の発生抑制

第 6 章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する方策

第 7 章 普及・啓発及び情報提供に関する方策

第 8 章 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する重要事項

## 第1章 指針の位置付け

高知県（以下「県」という。）では、温暖な気候、緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋などの豊かな環境の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力と進取の精神により、個性的な伝統や文化を育んできている。昭和 30 年代から始まった日本の経済の急激な発展にともない本県においても、大気汚染や水質汚濁、自然破壊が一部で見られたため、公害防止条例や自然環境保全条例等を制定し、これらに基づく施策を推進し一定の成果をあげてきた。さらには高知県環境基本条例を施行するなど環境保全に向けた新たな取り組みや枠組みづくりが進められているが、今回、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）が公布され、その基本方針に則し県における「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を定めるに際し、県の生活環境の現況と課題を整理し、環境の保全と創造に関する諸施策を踏まえて策定するものである。

建設産業は、県内で利用される資源の相当部分を利用している産業であることから、全産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。〕第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出量及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

その一方で、廃棄物の処理施設及び最終処分場の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が多数見られるなど、建設資材廃棄物の処理を巡る問題は深刻になっている。

また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、これらの廃棄から得られる資源を有効に利用していくことが求められている。

このような状況の中で、県内における生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

そこで、県内で施工される対象建設工事における特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートをいう。以下同じ）に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するため、法第 4 条に基づき、国が法第 3 条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成 13 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）に即して、「高知県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針」（以下「指針」という。）を定めるものである。

なお、指針で使用する用語の定義については、法第 2 条の規定によるものとする。

## 第2章 県における特定建設資材廃棄物を取り巻く状況

### 1 地域の特性

#### (1)事業所数・従業者数

平成11年における事業所数の産業別割合は、卸売・小売業及び飲食店が49.0%と最も多く、次にサービス業26.7%であり、建設業は9.8%となっている。

平成11年における従業者数の産業別割合も事業所数と同様な傾向であり、卸売・小売業及び飲食店、サービス業及び製造業に続き建設業は12.1%となっている。

#### (2)総生産

県内総生産は平成11年度23億7千万円で、対前年度比は0.4%増となった。

県内総生産の割合を見ると、製造業は県内総生産全体の12.9%占めており、主要産業となっている。

建設業は11.4%で産業別では第5位となっている。

### 2 建設工事の実施状況

平成8年度以降、経済の低迷等を反映して、建設工事は減少傾向にある。

建築物新築工事は、平成8年度の約9.2千件（約86.5万m<sup>2</sup>）から、平成12年度は約6.3千件（約61.2万m<sup>2</sup>）、建築物解体工事の件数は同様に約1.8千件（約17.8万m<sup>2</sup>）から、平成12年度は約1.4千件（約13.4百万m<sup>2</sup>）へ減少している。

資料：国土交通省総合政策局「建築統計年報」

また、公共土木工事の工事額は、平成8年度の26.4百億円から平成12年度では25.0百億円と減少している。

### 3 特定建設資材廃棄物の発生量の実態

平成12年度における特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊の排出量は、31.7万トン、アスファルト・コンクリート塊は18.2万トン建設発生木材は2.3万トンとなっている。

平成12年度におけるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は、いずれも98%となっている。

一方、建設発生木材の再資源化等率は、次表のようになっている。

	高知県(%)	四国(%)	全国(%)
再資源化率(焼却含む)	61	69	83
“(焼却含まない)	13	20	38

### 4 再資源化施設・最終処分場の立地・稼働状況

#### (1)再資源化施設

平成 14 年 4 月現在におけるコンクリート塊受入施設、アスファルト・コンクリート塊受入施設は合計で 58 施設立地している。

また、平成 14 年 4 月現在における木くずの焼却施設の設置許可件数は 23 件、木くずの破碎・堆肥化施設の設置許可件数は 12 件となっている。

さらに、ダイオキシン特別措置法による平成 14 年 12 月 1 日以降の排出規制・構造基準規制に対応できる焼却施設は、現在のところ前記の内 3 施設となっている。

#### (2)最終処分場

平成 13 年 4 月現在、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊等を処分できる産業廃棄物の安定型処分場は 12 箇所立地している。

### 5 特定建設資材廃棄物の発生量の今後の見込み

将来の公共投資や経済の動向等を基に、特定建設資材廃棄物の発生量を予測すると、今後、高度経済成長期に大量に建築された建築物等が耐用年数を迎えることから、維持修繕工事や解体工事が増加すると推測され、特定建設資材廃棄物の発生量も増加傾向を示すものと考えられる。

### 第3章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

#### 1 基本理念

##### (1)特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

住宅・社会資本の整備及び更新等を遅滞なく円滑に実施し、持続ある発展を実現するためには、資源を有効に利用するとともに、最終処分量を削減するなど環境に与える負荷を軽減することが重要である。

そのためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、建設資材廃棄物の発生抑制、建設資材の分別解体等、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の再資源化等の促進、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物(以下「再生建設資材」という。)の使用促進などの仕組みを備えた資源循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、特定建設資材及び特定建設資材廃棄物という個別の建設資材と廃棄物に着目し、建設工事の実態、建設業の産業特性及び地域ごとの特性を踏まえつつ、関係者の連携のもとに必要な措置を一体的に講ずる必要がある。

##### (2)建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、原材料としての再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができる物又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行う。

但し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号。以下「政令」という。)第4条で定める指定建設資材廃棄物である建設発生木材については、主務省令で定める距離の基準の範囲内に再資源化可能な施設が存在しない等の場合について、再資源化に代えて縮減をすれば足りることとする。

最後に、これらの措置が行われないものについては、その他の方法により適正に処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいて、適正な処理を行うものとする。

#### 2 関係者の役割

特定建設資材廃棄物の発生抑制、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、建設資材廃棄物が不法投棄量の相当量を占めている実態にかんがみ、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積

極的に取り組むことが必要である。

#### (1)建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる有害物質等を含む素材等を使わないこと等により、建設資材廃棄物の発生抑制及び建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

#### (2)建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制される設計、分別解体の実施が容易となる設計、建築物等の長期的使用に配慮した設計、建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択などの設計時における工夫により、建設資材廃棄物の発生抑制及び建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材など建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

#### (3)発注者

対象建設工事の発注者（以下「発注者」という。）は、分別解体の届出及び契約書面への分別解体等の方法や解体工事に要する費用の明記等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、発注者は、建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担等の責務を果たすとともに、元請業者に対して、建設資材廃棄物の発生抑制及び建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

#### (4)元請業者（受注者）

対象建設工事の受注者である元請業者（以下「受注者」という。）は、発注者に対する分別解体等の計画等について説明、工事請負契約書面への分別解体等の方法や解体工事等に要する費用の明記、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、受注者は、建設資材廃棄物の発生抑制及び建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生抑制及び建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

なお、受注者は、解体工事を請負う場合、一件当たりの請負金額が 500 万円未満の場合

は法に定める解体工事業者の登録を、500万円以上の場合には建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に定める建設業の許可業種のうち土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業のいずれかの許可(以下「建設業の許可」という。)を有していなければならない。

あわせて解体工事を施工する際は、法又は建設業法の規定に基づき現場に標識を掲げるとともに、解体工事業の登録業者にあつては技術管理者に、建設業の許可業者にあつては監理技術者又は主任技術者に現場の管理・監督をさせなければならない。

#### (5)建設工事施工者

対象建設工事を施工する者(以下「建設工事施工者」という。)は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

また、建設工事施工者は、対象建設工事以外の工事においても、建設資材廃棄物の発生抑制及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生抑制及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が容易となるよう努める必要がある。

なお、建設工事施工者は、解体工事を施工する場合、前記(4)と同様に法に定める解体工事業の登録又は建設業の許可を有していなければならない。

あわせて解体工事を施工する際は、法又は建設業法の規定に基づき現場に標識を掲げるとともに、解体工事業の登録業者にあつては技術管理者に、建設業の許可業者にあつては監理技術者又は主任技術者に現場の管理・監督をさせなければならない。

#### (6)建設資材廃棄物の処理を行う者

建設工事において発生する建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を発生する事業者から委託を受けてその処理を行う者(以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。)は、廃棄物処理法に基づき建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

#### (7)県・市町村

県は、法第46条に基づき、政令第8条により法に定める事務を処理する市町村と調整を図りつつ、特定建設資材の分別解体等に関する事務、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務及び解体工事業の登録に関する事務を適切に運用することにより、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進することとする。

また、県は、市町村と連携しつつ、国の政策と相まって、建設資材廃棄物の発生抑制及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、研究開発、情報提供、普及啓発等の措置を講じるよう努めることとする。

さらに、再資源化等の促進について計画的に進めるとともに、再生建設資材の利用促進のための方策を講じることとする。

### 3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的方向

#### (1)特定建設資材の分別解体等の促進についての基本的方向

##### 特定建設資材の分別解体等の促進

特定建設資材は、ミンチ解体（分別せずに建築物を一気に壊してしまう解体のことをいう。）等の不適切な解体を行った場合、再資源化することが困難である。

このため、特定建設資材をその種類ごとに分別することが、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために最も重要で不可欠なものであることから、特定建設資材の分別解体等が適切に、かつ、着実に実施されることが必要である。

##### 特定建設資材の分別解体等の技術基準等

建設工事施工者は、特定建設資材の分別解体等に当たって、国及び県が定める一定の技術基準に従って行う必要がある。この技術は、特定建設資材の分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

特に、大量の建設資材廃棄物が発生する解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、施工者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

#### (2)再資源化等の促進についての基本的方向

##### 特定建設資材廃棄物の再資源化等

対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材の分別解体等を適切に実施し、その種類ごとに分別された特定建設資材廃棄物について、建設資材としての再使用を最大限行う。

この結果、工事現場外へ搬出せざるを得ないものについては、その種類ごとに適した特定建設資材廃棄物の再資源化施設等に運搬し、再資源化等を着実に実施する必要がある。

##### 特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の取扱い

焼却及び最終処分される建設資材廃棄物の量を削減するため、特定建設資材以外の建設資材についても、工事現場の状況を勘案し、できる限り工事現場で分別解体等を実施し、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等を実施することが望ましい。

なお、特定建設資材廃棄物及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等が困難な場合は、廃棄物処理法に基づき適正に中間処理等を行わなければならない。

##### 対象建設工事以外の建設工事の取扱い

対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案の上、できる限り工事現場において、特定建設資材及び特定建設資材以外の建設資材の分別解体等を実施し、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物

の再資源化等を実施することが望ましい。

なお、特定建設資材廃棄物及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等が困難な場合は、廃棄物処理法に基づき適正に中間処理等を行わなければならない。

#### **分別解体が困難な物の取扱い**

分別解体が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

#### **建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減**

建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に係る措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

## 第4章 特定建設資材の再資源化等に関する目標と規模及び距離に関する基準

### 1 再資源化等に関する目標

再資源化施設の立地状況を踏まえて、全ての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、次表のとおりとする。

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊	95パーセント
建設発生木材	95パーセント
アスファルト・コンクリート塊	95パーセント

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果を考慮し、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

### 2 対象建設工事の規模及び再資源化に関する距離の基準

#### (1)対象建設工事の規模に関する基準

県における対象建設工事の規模に関する基準は、国が規模の基準を設定したときの考え方などをもとに、次のように考えて政令と同一とする。

#### 建築物解体工事については、床面積の面積の合計が80m<sup>2</sup>以上

国が基本方針で定めた平成22年度のリサイクル率の目標値である95%を達成できるよう延床面積80m<sup>2</sup>を基準としたときに対象となる率（参考資料-1）が、国全体の91.3%に対して県は90%であり、少し下回るものの解体工事について事前届出等を義務づけることにより、95%以上の再資源化率を達成しうることが可能と考えられる。

#### 建築物新築又は増築工事については、床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上

国においては、建築物の新築・増築工事に関する規模の基準について、延床面積80m<sup>2</sup>の解体工事と同程度の量の廃棄物が発生するものとして、新築・増築工事を行う部分の延床面積を500m<sup>2</sup>以上としている。

このことから、県における建築物の新築・増築工事に関する規模の基準は、国と同様に延床面積500m<sup>2</sup>以上とする。

### 建築物の工事から発生する廃棄物の量の比較

解体工事	床面積	70 m <sup>2</sup>	<b>80 m<sup>2</sup></b>	90 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
	廃棄物発生量	36t/棟	<b>42t/棟</b>	49t/棟	55t/棟

新築工事	床面積	<b>500 m<sup>2</sup></b>	600 m <sup>2</sup>	700 m <sup>2</sup>	1000 m <sup>2</sup>
	廃棄物発生量	<b>44t/棟</b>	53t/棟	61t/棟	87t/棟

維持・修繕工事	床面積	5000 万円	<b>1 億円</b>	2 億円	3 億円
	廃棄物発生量	21t/棟	<b>41t/棟</b>	82t/棟	123t/棟

資料：国土交通省作成資料による

#### 建築物修繕・模様替工事については、請負金額の額が1億円以上

国においては、建築物修繕・模様替工事に関する規模の基準についても、延床面積 80 m<sup>2</sup>の解体工事と同程度の量の廃棄物が発生するものとして、請負代金の額を1億円以上としている。

このことから、県における建築物修繕・模様替工事に関する規模の基準は、国と同様に、請負代金の額を1億円以上とする。

#### 建築物以外の工作物工事については、請負代金の額が500万円以上

土木工事はその多くが公共工事であり、また、建設リサイクルの推進には公共事業が先導的役割を果たすべきことから、民間工事を中心となる建築物の解体工事における目標より高い目標を設定する必要があると考える。

このことから、国においては、建築・土木の両方を含む工作物・土木工事に関する規模の基準について、請負代金の額を500万円以上とすることで、特定建設資材の96.5%以上が対象となるよう定めている。

県において、規模の基準を請負代金の額を500万円以上としたときに対象となる率（参考資料-2）は、建築物の解体工事について対象となる率90%を上回る96.4%となっている。

このことから、県における建築物以外の工作物工事に関する規模の基準は、国と同様に、請負代金の額を500万円以上とする。

#### (2)再資源化に関する距離の基準

法第16条に基づき、指定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する

基準の範囲内に再資源化施設が存在しない場合その他の地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化することには相当程度に経済性の面での制約があるとして、再資源化に代えて縮減すれば足りると規定している。

県における再資源化に関する距離の基準は、政令で指定建設資材廃棄物として定められた建設発生木材について、主務省令に基づき 50 kmとする。

## 第5章 特定建設資材廃棄物の発生抑制

### 1 基本的な考え方

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、中間処理によって減量することが困難なものが多い。

また、限られた資源を有効に活用する観点からも、建築物等の長期的使用を図ること、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の再生利用等により建設資材廃棄物の発生を抑制することが特に重要である。

### 2 関係者の役割

建設工事の実施に当たって、関係者は、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階から発生抑制に配慮した取組を行うとともに、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に発生抑制に取り組むものとする。

#### (1)建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努めるものとする。

#### (2)建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等を実施するとともに、その耐久性の向上を図る。

また、修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努めるものとする。

#### (3)建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設工事発注者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるものとする。

#### (4)発注者

発注者は、用途、構造及びその他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努めるものとする。

#### (5)受注者等

受注者及び建設工事施工者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用、耐久性の高い建築物等の建築等に努めるものとする。

また、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する

施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努めるものとする。

**(6)県・市町村**

県は、市町村と連携しつつ、国の施策と相まって必要な措置を講じるよう努めるとともに、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の発生抑制及び再使用に率先して取り組むものとする。

## 第6章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する方策

### 1 再資源化等の促進

#### (1)基本的考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、十分な再資源化施設の確保、再資源化のコスト削減等に資する技術開発及び再生建設資材の利用の促進が必要となる。

県は、再資源化施設の整備を促進するために、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等が積極的に活用されるよう制度の普及に努めるとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を定期的に把握し、その結果に基づき必要に応じた施策を推進する。

#### (2)具体的方策等

##### コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を促進するための措置を講じるよう努める必要がある。

##### 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化による木質ボード、堆肥等の原材料としての利用、炭化又はその他の方法による原材料としての利用を促進する。これらが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料としての利用を促進する。

また、技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講じるよう努める必要がある。

##### アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を促進するための措置を講じるよう努める必要がある。

## その他

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能な物についてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが必要である。

また、関係者は、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、効率的な分別解体等及び収集運搬のための技術開発の推進方法の検討及び実施並びに必要な施設の整備等について、積極的な取組を行うものとする。

なお、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

### (3)再資源化等の完了確認等

#### 受注者の取組

受注者は、対象建設工事の施工に当たって、発注者と工事契約を締結し、その契約の書面において、特定建設資材の分別解体等の方法等とともに特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用やその処理を行う再資源化施設等について明記しなければならない。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、受注者は、発注者に対し、書面により特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法やその処理を行った再資源化施設等について報告するとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する記録を保存しなければならない。

加えて、その報告に使用した書面は、建設副産物実態調査（センサス）の実施に際して活用することが望ましい。

なお、受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等又は中間処理の実施に当たっては、廃棄物処理法に基づき適正に行うとともに、マニフェスト等により適正に処理されたことを確認しなければならない。

さらに、発注者への報告に当たっては、マニフェスト又はその写しを提示するなど適正に処理が行われたことを説明することが望ましい。

#### 発注者の取組

発注者は、対象建設工事の施工に当たって、受注者と工事契約を締結し、その契約の書面において、特定建設資材の分別解体等の方法等とともに特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用やその処理を行う再資源化施設等について明記しなければならない。

また、発注者は、受注者による特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときの報告を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適切に実施されたことを確認する必要があるとともに、受注者の説明を受け、特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等又は中間処理等が適切に行われたことを確認することが望ましい。

なお、発注者は、受注者からの特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことの報告がされない場合又は報告の内容が適切でない場合は、県又は地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）に対

しその旨を申告することができる。

## 2 再生建設資材の利用の促進

### (1)基本的考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、再生建設資材が積極的に利用されることが不可欠であることから、関係者の連携の下で、再生建設資材需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

### (2)関係者の役割

#### 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、生活環境の保全に努めるとともに、必要な品質が確保された再生建設資材の開発及び製造に努めるものとする。

#### 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、再生建設資材をできる限り利用した設計に努めるものとする。

また、再生建設資材の利用について、発注者の理解を得るよう努めるものとする。

#### 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、再生建設資材をできる限り選択するよう努めるものとする。

#### 受注者等

受注者及び建設工事施工者は、再生建設資材をできる限り利用するよう努めるものとする。

また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努めるものとする。

#### 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、廃棄物処理法を遵守し、再生建設資材の品質の安定及び安全性の確保に努めるものとする。

#### 県・市町村

県は、市町村と連携しつつ、再生建設資材の利用の促進のために必要となる調査、情報提供、普及啓発等の推進に努めるほか、再生建設資材を率先して利用するものとする。

### (3)公共事業での率先利用

再生建設資材の利用を促進するためには、公共事業において率先して利用し、その需要量を拡大することが極めて重要である。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する建設副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場か

ら 40 キロメートルの範囲内で再生骨材等が入手できる場合は、利用用途の要求品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40 キロメートル及び運搬時間 1.5 時間の範囲内で再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用用途の要求品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用用途の要求品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

なお、建設発生木材を原料とする再生建設資材については、利用用途の拡大を検討し利用促進を図ることとする。

さらに、その他の用途についても、再生建設資材の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行うものとする。

なお、市町村の事業においても、国及び県の事業における再生建設資材の利用の促進のための方策に準じた取組を行うことが望ましい。

## 第7章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する普及・啓発及び情報提供等

### 1 普及・啓発

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再生建設資材の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の発生抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築し、環境の保全に資するものとしての意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等，特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再生建設資材の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要であることにかんがみ、県は市町村と連携しつつ、これらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、環境教育・環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に注意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であり、また、発注者が再生建設資材をできる限り利用することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じてパンフレットなどを作成し配布するとともに、講習会などを実施するものとする。

### 2 情報提供

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、国が整備するインターネット等を活用した情報システムの普及に努めるものとする。

## 第8章 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する重要事項

### 1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、これに要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

#### (1)発注者の責務

発注者は、自らに特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

#### (2)受注者の責務

受注者は、自らが特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう発注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を含む建設工事の内容について、書面により十分に説明する必要がある。

また、受注者と下請負人との関係において、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

#### (3)工事請負契約の締結

発注者及び受注者は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用について工事請負契約の書面に記載し、署名又は記名押印の上相互に交換することにより、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を相互に確認する必要がある。

#### (4)県及び市町村の役割

県は、市町村と連携しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

### 2 有害物質等の発生の抑制等

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

### (1) フロン類及びアスベスト

建設資材廃棄物の処理等の過程において、冷凍空調機の冷媒として使用されているフロン類、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがある非飛散性アスベスト等の取扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

### (2) CCA等処理木材

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。

このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれを全てCCA処理木材として焼却又は埋立等により適正に処理する必要がある。

また、県内ではCCA処理木材の他にクレオソートを過去使用していた例が多く、廃材を焼却処理した場合、CCA処理木材と同じくダイオキシン類等有害物質が発生するため、クレオソートの処理された木材についてもCCA処理木材と同様に適正に処理する必要がある。

### (3) PCB含有物

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにするため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に従って適切に措置されなければならない。

## 3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る適正な実施の確保

### (1) 施行に関する規則等の制定

県は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、法第10条に基づく届出等に関する事項その他必要な事項を県の規則（以下「規則」という。）で定めるものとする。

### (2) 特定建設資材の分別解体等実施の確保

県、特定行政庁又は、法に規定された特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するため、指針及び規則等を勸案し、法第10条に基づく対象建設工事発注者又は自主施工者からの届出を受理、審査し、必要があれば命令を行うとともに、法第11条に基づく国の機関及び地方公共団体からの通知を受理することとする。

また、必要がある場合は、法第14条に基づく助言又は勧告、法第15条に基づく命令及び法第42条1項に基づく報告の徴収を行うとともに、法第43条1項に基づく対象建設工事の現場等の立入検査（分別解体等に係るものに限る。）を行うなど必要な措置を講じる

こととする。

### **(3)特定建設資材廃棄物の再資源化等実施の確保**

県又は保健所を設置する市は、法に規定された特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を確保するため、法第 18 条第 2 項に基づく対象建設工事発注者からの申告があった場合は、指針、規則及び要綱等を勘案し、法第 19 条に基づく助言又は勧告、法第 20 条に基づく命令及び法第 43 条 1 項に基づく報告の徴収を行うとともに、法第 43 条 1 項に基づく対象建設工事の現場等の立入検査（特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものに限る。）を行うなど必要な処置を講じることとする。

## **4 指針の見直し等**

県は、法の施行状況、県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況、再資源化施設等の立地状況、社会経済状況の変化を踏まえ、適宜、指針の内容について見直しを行うなど、必要な措置を講じることとする。